

# 宿泊約款

宮島グランドホテル有もと

## 第1条(適用範囲)

- 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第2条(宿泊契約の申込み)

- 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
  - 宿泊者名
  - 宿泊者の連絡先
  - 宿泊日及び到着予定時刻
  - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - その他当館が必要と認める事項
- 宿泊契約の申込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、連絡先等を記載した宿泊名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
- 宿泊客が、宿泊中に第1項第3号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
- 宿泊契約の申込みに際し、特別な配慮を必要とする宿泊者は、契約の申込み時に申し出てください。このとき、当館は可能な範囲内でこれに応じます。
- 前項の申出に基づき、当館が宿泊客のために講じた特別な措置に要する費用は、宿泊客の負担とします。

## 第3条(宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。
- 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約を取り消すことがあります。

3. 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。
4. 第 1 項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
5. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 19 条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 13 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
6. 第 4 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
7. 当館は、宿泊客のチェックイン時に宿泊料金を請求し、連泊の場合は任意の時期に、既に宿泊された分の精算を請求することがあります。

#### 第 4 条(宿泊契約締結の拒否)

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、繰り返し当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項 2 号に定める特定感染症の患者等（以下、特定感染症の患者等といいます）であるとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われたとき。
- (9) 天災、施設の故障、人員の不足、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 5 条 1 項 3 号にあたるとき。

**注：旅館業法第5条1項3号**

宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

**旅館業法施行規則**

**第五条の六 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのあるものとする。**

一 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求（宿泊に関して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁の除去を求める場合を除く。）

二 粗野又は乱暴な言動その他の従業員の心身に負担を与える言動（営業者が宿泊しようとする者に対して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第八条第一項の不当な差別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的な理由があるものを除く。）を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

(11) 宿泊の申込みをした者が、自己の商業目的を秘して申込みをしたとき。

(12) 当館が、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。

(13) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う、物理的又は人的な余裕が当館にないとき。

(14) 以下に掲げる場合に該当するとき。

イ 宿泊しようとする者が泥酔し、又は著しく異常な行動をし、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。

ロ 宿泊しようとする者が身体又は衣服が著しく不潔であるため他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあること。

**第5条(感染予防対策への協力要請)**

1. 当館は、旅館業法第4条の2の定めにしたがい、宿泊しようとする者に対し、特定感染症の感染防止のために必要な協力を求めることがあります。

2. 宿泊しようとする者は、正当な理由のない限り、前項の協力の求めを拒否することはできず、正当な理由なく前項の協力の求めに応じず、後に当該者が特定感染症の患者等に該当

したときは、当該者の使用により必要となった施設の消毒等の感染予防の措置を行うのに要した費用、その間使用できなくなった施設による逸失利益等一切の当館の損害については、当該者が負担するものとします。

#### 第 6 条(損害賠償額の予定)

1. 禁煙の客室において喫煙（電子タバコを含む）した宿泊客は、当該客室の消臭措置のために要する費用等違約金として金 5 万円をお支払いいただきます。
2. 前項の場合に、消臭措置等のために当該客室を販売できない期間を生じたときは、その期間の宿泊代相当額を前項の違約金に加算してお支払いいただきます。
3. ペット持込禁止客室において、許可なくペットを持込された場合についても同様の違約金をお支払いいただきます。

#### 第 7 条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客はいつでも別表第 2 に記載の取消料を当館に支払うことにより、宿泊契約の全部又は一部を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。その場合、当館は、別表第 2 に記載の取消料を申し受けます。

#### 第 8 条(当館の契約解除権)

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が、旅館業法第 5 条 1 項 3 号にあたるとき。
  - (3) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
  - (4) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (5) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われたとき。
  - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
  - (9) 宿泊契約成立後に第4条(11)に定めることが判明したとき。
  - (10) 宿泊の申込みをした者が、第2条2項に基づく当館の依頼に対し、直ちに応じなかつたとき。
  - (11) 当館が、官公署の命令、指示又は勧告等により法令上又は事実上休業せざるを得ないと判断したとき。
  - (12) 発熱又は咳き込む宿泊者等につき、官公署の命令、指示又は勧告等により、法令上又は事実上求められる感染予防のための措置を行う物理的又は人的な余裕が当館にないとき。
  - (13) 宿泊契約に違反する行為があり、是正を求めたにもかかわらず、是正しないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。ただし、宿泊客の宿泊中の行為が解除事由に該当することを理由とするときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約金としてお支払いいただくことがあります。

#### 第9条(宿泊の登録)

- 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び連絡先
  - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国情地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第13条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。

#### 第10条(客室の使用時間)

- 1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1(又は室料相当額の30%)
  - (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1(又は室料相当額の50%)
  - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額(又は室料相当額の100%)

ただし、客室の稼働状況によっては延長をお断りする場合があります。

### 第 11 条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

### 第 12 条(営業時間)

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

#### (1) フロント・キャッシャー等サービス時間

- イ 門限 午前 0:00
- ロ フロントサービス 午前 7:00～午後 11:00

#### (2) 飲食等(施設)サービス時間

- イ 朝食 午前 7:00～午前 9:00
- ロ 昼食 午前 11:30～午後 2:00
- ハ 夕食 午後 6:00～午後 9:00
- 二 その他の飲食等 カフェラウンジ 午前 7:00～午後 10:00

#### (3) 附帯サービス施設時間

売店 午前 7:00～午前 11:00, 午後 3:00～午後 9:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

### 第 13 条(料金の支払い)

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかつた場合においても、宿泊料金は申し受けます。

### 第 14 条(当館の責任)

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべ

き事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### **第 15 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)**

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### **第 16 条(寄託物等の取扱い)**

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として、当館はその損害を賠償します。
2. 当館は、100万円以上の現金又は時価100万円相当以上の物品はお預かりできません。
3. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として、当館はその損害を賠償します。
4. 当館は、第1項及び第3項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。  
稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）

#### **第 17 条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)**

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立つて当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限つて責任をもつて保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品と思われるものが当館に置き忘れられていた場合に、当館は発見日を含めて 15 日間は保管し、宿泊客からのご連絡をお待ちします。宿泊客から、その間に何らのご連絡もないときは、廃棄されたものとみなし当館において廃棄いたします。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 3 項の規定に準じるものとします。

#### **第 18 条(駐車の責任)**

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### **第 19 条(宿泊客の責任)**

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

#### **第 20 条(管轄裁判所と準拠法)**

当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

#### **第 21 条(本約款の変更の手続き)**

当館は、本宿泊約款を変更し変更後の宿泊約款を宿泊客との宿泊契約に適用する場合があります。その際は、施行日の 1 ヶ月前までに当館のホームページに変更の理由、変更内容及び変更の効力発生期日を掲載して、一般に周知させるものとします。

付則

第1条

当館は、国振第416号 昭和60年12月23日モデル宿泊約款（最終改正令和5年12月13日）と同一の約款を当館の宿泊約款と定め、同日施行する。

第2条

当館は令和8年1月1日、宿泊約款の各一部を改正し、同日施行する。

別表第1 宿泊料金等内訳(第2条第1項及び第13条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料（及び室料+朝食等の飲食料）） ②サービス料（①×10%）
	追加料金	③追加飲食（①に含まれるもの除く） ④サービス料（③×10%）
	税金	イ 消費税 ロ 宿泊税（令和8年4月1日から開始）

備考

1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の70%、子供用の食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。  
寝具及び食事を提供しない幼児については、2,200円をいただきます。

別表第2 取消料(第7条第1項及び第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	20日前	30日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%								
15~30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%							
31~100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%			
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%	10%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の取消料を收受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、取消料はいただけません。

## 防災について

当館の防災設備は消防法、建築基準法などに基づいたものです。また、従業員も防災訓練により非常の際の行動を徹底して教育し、24時間の防災体制をとっておりますので、どうぞご安心ください。

この説明書は万一の時のためのものです。念のためご覧いただきますようお願い申し上げます。

- ・ 非常口をご確認ください。
- ・ 非常口へはどのお部屋からも2方向への避難路を掲示しておりますのでご確認ください。
- ・ お部屋のドアに非常口を明示した各階の図面を掲示しております。
- ・ 停電の場合は廊下、室内、非常口に非常電源による非常灯、誘導灯が点灯します。



- ・ フロント又は部屋係にすぐご連絡ください。
- ・ 煙又は匂いなどで火災ではないかと思われるときもすぐご連絡ください。
- ・ 非常放送で火災発生をお知らせします。
- ・ 避難時は従業員の誘導に従ってください。
- ・ 水にぬらしたタオルなどで鼻と口をおおってください。
- ・ お部屋から退出されるときはドアを閉めてください。
- ・ 姿勢を低くして壁に沿って煙と反対方向の非常口へお進みください。
- ・ 避難の際、エレベーターは絶対に使用しないでください。
- ・ 火や煙でお部屋から出られない時は、ぬれたタオルやシーツでドアの隙間をふさいでください。
- ・ 浴槽に水を張ってください。



当館の耐震構造は東日本大震災クラスの地震にも充分耐えることができますので、どうぞご安心ください。

もし地震が起きても、ホテルの中に居る限り安全です。

- ・ エレベーターは絶対に使用しないでください。
- ・ 喫煙所ではタバコの火をすぐに消してください。
- ・ お部屋のドアを開け放してください。
- ・ エレベーターご使用中に地震が起きたら、自動的に一定の階に停止します。ドアが開かないときはインターホンで係員にご連絡ください。
- ・ 地震の後は館内放送や従業員の指示に従って行動してください。